

## (別紙1) 資源再建計画の策定方法

### 1 資源再建計画に記載すべき事項

資源再建計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 資源再建計画の施行の日の属する年度の初日から当該水産資源の資源水準の値が50パーセント以上の確率で目標管理基準値を上回ると資源評価が示した年度の末日までの期間であって、年度単位で定めるもの（以下「資源再建計画の期間」という。）
- (2) 資源再建計画の検証の方法

### 2 資源再建計画の期間及び暫定管理基準値

- (1) 資源再建計画の期間は、原則として10年を超えないものとする。ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合、又は10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復させることとする場合の管理措置の内容が、これまでの管理措置よりも著しく厳しくなる等、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には、当該水産資源の特性、当該水産資源に係る漁

業の経営その他の事情を勘案して合理的と認められる範囲内で、10年を超える期間を定めることができる。

(2) (1)ただし書の場合において、資源再建計画には、1 (1)及び(2)に掲げる事項のほか、暫定的に10年を超えない期間ごとに回復させるべき目標となる資源水準の値（以下「暫定管理基準値」という。）、暫定管理基準値を達成する年度（以下「暫定管理基準値達成年度」という。）及び暫定管理基準値達成年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率を定めるものとする。

(3) (2)の「資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

### 3 資源再建計画の検証の方法

農林水産大臣は、少なくとも2年ごとに資源評価に基づき資源再建計画の達成状況の検証を行うこととし、その結果に基づいて計画の見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

### 4 その他

資源再建計画の期間が満了する前に資源水準の値が目標管理基準値を上回ることが判明した場合には

、判明した管理年度の末日をもって当該資源再建計画は終了するものとする。